

教保第 409 号

平成 27 年 5 月 25 日

沖縄県薬剤師会学校薬剤師部会
会長 前濱 朋子 殿

沖縄県教育委員会
教育長 諸見里 明
(公印省略)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する
医療等の用途を定める省令の一部改正について（通知）

平素より、本県の薬物乱用防止教育の推進に御尽力いただき感謝申し上げます。

みだしのことについて、平成 27 年 5 月 11 日付け事務連絡により文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課から別添のとおり通知があります。

つきましては、本通知の趣旨を御理解の上、各担当校への適切な指導をお願いいたします。

問い合わせ先

沖縄県教育庁保健体育課

健康体育班 : 又吉美奈子

TEL : 098-866-2726

FAX : 098-862-0472

Mail : mtyoshmi@pref.okinawa.lg.jp



事務連絡

平成27年5月11日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課 御中
各都道府県私立学校主管課

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定す
る医療等の用途を定める省令の一部改正について（施行通知）

標記について、平成27年5月1日付け薬食発0501第4号で厚生労働省医薬食品
局長より通知がありました。

ついては、本内容を御了知の上、必要に応じて関係機関に周知されるようお願いし
ます。

(本件照会先)

文部科学省スポーツ・青少年局
学校健康教育課保健管理係

TEL : 03-5253-4111 (内線2976)

FAX : 03-6734-3794



薬食発0501第4号
平成27年5月1日

文部科学省スポーツ・青少年局長 殿

厚生労働省医薬食品局長
(公 印 省 略)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に
規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について（施行通知）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条
第15項に規定する指定薬物等については、医薬品、医療機器等の品質、有効性
及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法
第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成19年厚生労働省令
第14号）において定めています。

本日、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等
の用途を定める省令の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第98号）が
公布されたことに伴い、各都道府県知事、各保健所設置市長及び各特別区長宛
てに、別添写しのとおり通知しましたので、貴職におかれましては、御了知の
上、関係機関への周知をお願い申し上げます。



薬食発0501第1号
平成27年5月1日

各

都道府県知事 保健所設置市長 特別区長

 殿

厚生労働省医薬食品局長
(公印省略)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について（施行通知）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第2条第15項に規定する指定薬物等については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成19年厚生労働省令第14号。以下「指定薬物省令」という。）において定めています。

本日、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第98号）が公布されましたので、下記について御了知の上、関係各方面に対する周知と適切な指導をお願い申し上げます。

記

1. 指定薬物の指定等

(1) 新たに包括的に指定薬物を指定すること

次の物質群について、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあると認められたことから、法第2条第15項に規定する指定薬物として指定したこと。

2-アミノ-1-フェニルプロパン-1-オンの2位にアミノ基以外の置換基が結合していないか又は当該アミノ基の代わりに次の表の第1欄に掲げるいずれかの置換基が1つ結合し、かつ、3位に水素以外が結合していないか又は同表の第2欄に掲げるいずれかの置換基が1つ結合し、かつ、ベンゼン環の2位から6位までに水素以外が結合していないか又は当該ベンゼン環の2位、3位若しくは4位に同表の第3欄に掲げるいずれかの置換基が1つ結合している物であつて基本骨格の2位、3位及び当該ベンゼン環にさらに置換基が結合していないもの並びにこれらの塩類。ただし、次に掲げる物を除く。

イ 覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）に規定する覚せい剤

ロ 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）に規定する麻薬及び向精神薬

第1欄	第2欄	第3欄
1 メチルアミノ基	1 メチル基	1 メチル基
2 エチルアミノ基	2 エチル基	2 エチル基
3 ジメチルアミノ基	3 <u>直鎖状プロピル基</u>	3 メトキシ基
4 ジエチルアミノ基	4 <u>直鎖状ブチル基</u>	4 メチレンジオキシ基
5 メチルエチルアミノ基	5 <u>直鎖状ペンチル基</u>	5 フッ素原子
	6 <u>直鎖状ヘキシル基</u>	6 塩素原子
6 1-ピロリジニル基	7 <u>直鎖状ヘプチル基</u>	7 臭素原子
		8 ヨウ素原子

※下線部が今回新たに包括指定されたもの

(2) 指定された物質を含む物

(1) に掲げる物質のいずれかを含有する物（ただし、元来これらの物質を含有する植物を除く。）は指定薬物であり、規制の対象となること。

(3) 所要の規定の整理

指定薬物省令中、(1) に掲げる物質群に含まれることとなる次に掲げる13物質の名称を指定薬物省令から削除したこと。ただし、当該13物質については改正省令の施行後においても、(1) に掲げる物質群に含まれる物質であることから法第2条第15項に規定する指定薬物であることに変わりはないこと。

①名称：2-エチルアミノ-1-(4-メチルフェニル)ヘキサノ-1-オン及びその塩類

通称：—

②名称：1-フェニル-2-(ピロリジン-1-イル)オクタン-1-オン及びその塩類

通称：α-POP、PV9

③名称：1-フェニル-2-(ピロリジン-1-イル)ノナン-1-オン及びその塩類

- 通称： α -PNP、PV10
- ④名称：1-フェニル-2-(ピロリジン-1-イル)ヘキサン-1-オン及びその塩類
- 通称： α -PHP
- ⑤名称：1-フェニル-2-(ピロリジン-1-イル)ヘプタン-1-オン及びその塩類
- 通称： α -PHPP、PV8
- ⑥名称：1-(4-フルオロフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)オクタン-1-オン及びその塩類
- 通称：4-Fluoro- α -POP
- ⑦名称：1-(4-フルオロフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)ヘプタン-1-オン及びその塩類
- 通称：4-Fluoro- α -PHPP
- ⑧名称：1-(4-フルオロフェニル)-2-(メチルアミノ)オクタン-1-オン及びその塩類
- 通称：4F-Octedrone
- ⑨名称：1-(4-フルオロフェニル)-2-(メチルアミノ)ヘキサン-1-オン及びその塩類
- 通称：-
- ⑩名称：1-(4-メチルフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)ヘキサン-1-オン及びその塩類
- 通称：MPHP、4-MePHP
- ⑪名称：1-(3,4-メチレンジオキシフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)ヘキサン-1-オン及びその塩類
- 通称：3,4-Methylenedioxy- α -PHP、MDPH
- ⑫名称：1-(4-メトキシフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)オクタン-1-オン及びその塩類
- 通称：4-Methoxy- α -POP
- ⑬名称：1-(4-メトキシフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)ヘプタン-1-オン及びその塩類
- 通称：4-Methoxy- α -PHPP、4-Methoxy-PV8

2. 施行期日

公布の日（平成27年5月1日）から起算して10日を経過した日（平成27年5月11日）から施行する。